

【新旧対照表】建築基準法施行令第 146 条

改正前	改正後
<p>(確認等を要する建築設備)</p> <p>第 146 条 法第 87 条の 4 (法第 88 条第 1 項及び第 2 項において準用する場合を含む。) の規定により政令で指定する建築設備は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 エレベーター及びエスカレーター</p> <p>二、三 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(確認等を要する建築設備)</p> <p>第 146 条 法第 87 条の 4 (法第 88 条第 1 項及び第 2 項において準用する場合を含む。) の規定により政令で指定する建築設備は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 エレベーター(<u>使用頻度が低く劣化が生じにくいことその他の理由により危害を受けるおそれのある事故が発生おそれの少ないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。)</u> 及びエスカレーター</p> <p>二、三 (略)</p> <p>2 (略)</p>